

2021年2月4日

宮城県知事                    村井嘉浩 殿  
公営企業管理者            櫻井雅之 殿

命の水を守る市民ネットワーク・みやぎ  
共同代表    佐久間 敬子  
同                    中 嶋 信

宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）  
について県民説明会の開催と受水市長村に対する説明を求める要請書

～ 競争的対話を経て新たに浮上した問題点について  
      県の丁寧かつ納得のいく説明を求めます ～

より良き県政へのご尽力に敬意を表します。

宮城県は、2020年12月24日、宮城県上工下水一体官民連携事業（みやぎ型管理運営方式）について、公募事業者との「競争的対話」が終了したこと、この「対話」において、応募者と協議をした主要論点が5点あったこと、これらを含む対話・協議の結果を踏まえ、当初の募集要項等の公募関係6資料に種々の「改訂」を行ったことを公表し、改訂後の公募関係資料を公表しました。

公募関係資料中、県と運営権者の契約関係を直接定める（みやぎ型管理運営方式）の「公共施設等運営権実施契約書」（案）について見ると、改訂箇所が116項目にも及び、うち字句訂正等の内容にかかわらないものもあるものの、以前はなかったが新たに追加された項目は18項目、他は内容の実質的修正に及ぶものが大半で、特に重大な内容変更を加えた項目も多数あります。

総じて、今回の「改訂」は県の負担が増加する方向・県の義務を明確化する方法への改訂、したがって、この反面として、事業者の利益が増加する方法・事業者が県の義務履行を求めやすい方向への「改訂」と評価出来ます。

当初の公募関係資料から大幅に県・県民にとって後退した内容について、2021年1月21日開催の建設企業委員会において複数の議員から、鋭い質問が出ています。同委員会で、公営企業管理者は県民の理解と協力を得るために十分な情報公開に努める、「何より、県民の理解が一番大切と思っている・・・」と答弁しています。

よって、今回の大幅「改訂」の理由、経過、県及び県民にとっての負担の増加の有無・程度等について、早急に県民説明会を実施し説明して下さい。

また、今回の「改訂」は内閣府の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」にある「競争的対話」の定義・位置付けからはずれたものではないか、との疑義もあります。

更に、今回の「改訂」では水道事業の「広域化」推進と合わせて受水市町村にもみやぎ型の導入を誘導する条項もありますが、当事者となる受水市町村に対する説明は全く行われていません。よって、この「改訂」によって大きな影響を受ける受水市町村（市町村民）にも十分な説明の機会を設けて下さい。

- 一、県民に対する説明会開催を実施するかどうか、実施方法・予定日等をご回答下さい。
- 二、受水市町村に対する説明を実施するかどうか、実施方法・予定日等をご回答下さい。

以上、要請します。

ご回答は下記あてに2月19日（金）までにお願ひ致します。

〒980—0803

仙台市青葉区国分町1丁目8番10号

大和ビル2階

佐久間敬子法律事務所

電 話 022—267—2288

F A X 022—225—5704

宮城県全域の

# 水源から蛇口まで 排水口から処理施設まで まるごと1社が独占…?

2021年

2月13日(土) 14:00～15:30

仙台弁護士会館 4階

(仙台市青葉区一番町 2-9-18)

資料代 500円 ♡マスクを着けてご参加ください

Zoomによる  
参加もできます。

参加 URL は、  
命の水市民ネット  
Facebook で  
ご確認ください。

## 報告1 「話が違う！= 理念なきコンセッション事業の推進？」

— 実施契約書(案)も安易に変更⇒「民間任せ」

南部繁樹さん (伊達・水の会)

## 報告2 「みやぎ型管理運営方式の先にある1社独占への道」

— 水道コンセッション+水道広域連携は何をもたらすのか？

小川静治さん (東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター 事務局長)

宮城県は「みやぎ型管理運営方式」と称し、水道営業権の民間企業への売却（水道コンセッション）を進めています。昨年3月に実施契約書（案）等が公表され、民間企業の募集が始まり、3つの企業グループが応募しました。

そして宮城県は、各グループとの「競争的対話」を経て、昨年12月に実施契約書の改訂版を公表しましたが、条文の追加・内容変更など、改訂条項数は116にも及び、その多くが企業側の言いなりに改訂したのではないかと見られるものでした。

このまま1社との契約に進んでよいのでしょうか？ みなさん、いっしょに学び、いっしょに考えましょう！！

主催 命の水を守る市民ネットワーク・みやぎ

連絡先 TEL. 022-267-2288 (佐久間法律事務所 気付)

携帯 080-1673-8391 (多々良) E-mail mizumiyagi@gmail.com